❷ 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「**令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の７ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
0□には「4」と書き、**空白部分**には「**確定**」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※　住所地以外の居所・事業所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、住所地以外で申告される場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「令和　年」の空白に「5」と書き、令和５年１月１日現在の住所を書いてください。

収入金額等　所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、63ページの「**1　給与所得金額の計算表**」で求めることができます。
なお、この事例のように**給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（63ページ）の②に該当しない場合**には、「**給与所得の源泉徴収票**」から右のように転記できます。
※　「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415　給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「**令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の11ページから12ページでその金額を求めることができます。

申告書第一表（上部）

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

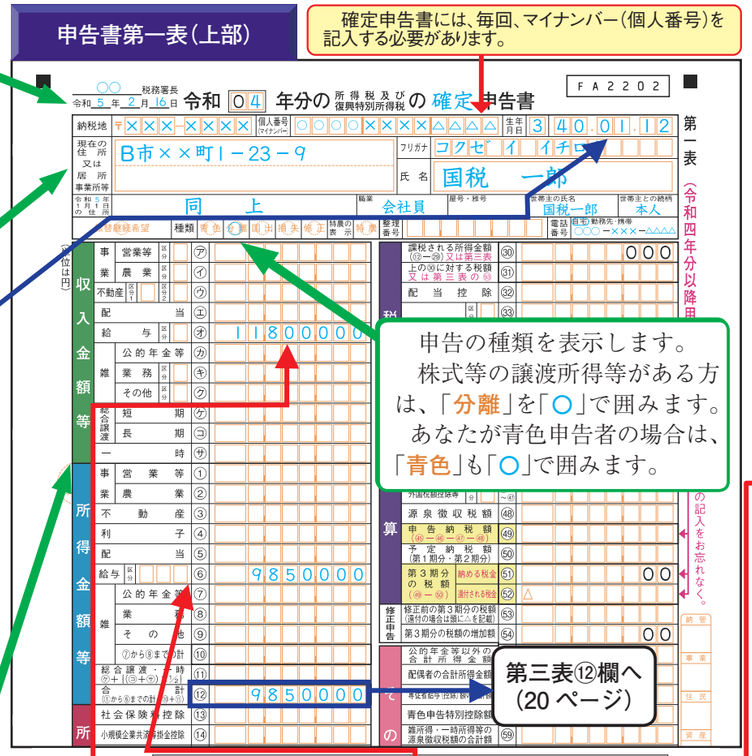

申告の種類を表示します。
株式等の譲渡所得等がある方は、「**分離**」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「**青色**」も「○」で囲みます。

第三表⑫欄へ（20ページ）

令和４年分　給与所得の源泉徴収票

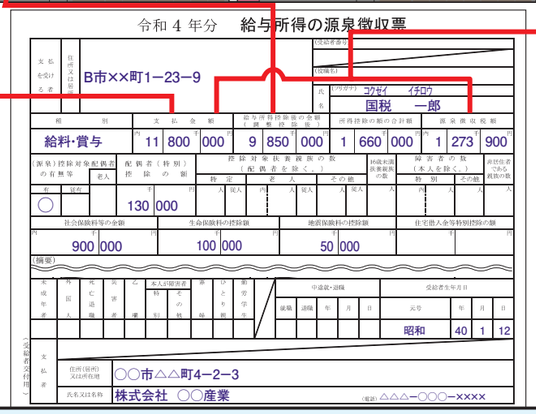

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※　税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

☞ **合計所得金額とは・・・**

第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（19ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

❸ 第二表を作成します。

○　作成に当たっては、「**令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の６ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書第二表

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

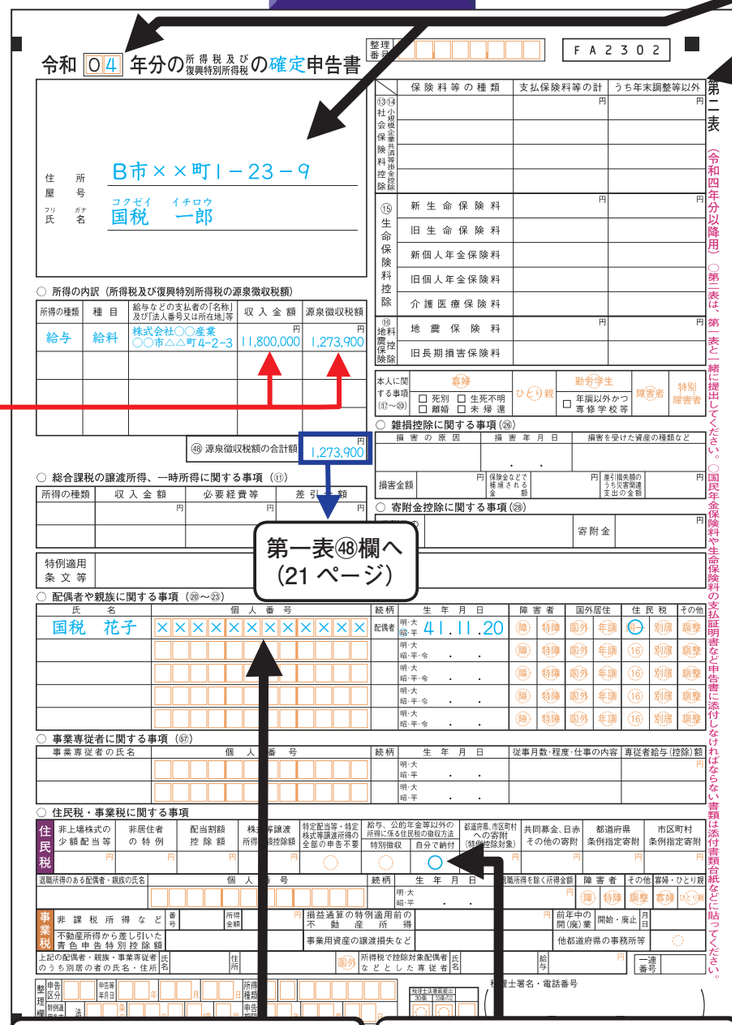

第一表㊽欄へ（21ページ）

この事例では、あなた（株式等をお売りになった方）の**合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者（特別）控除」**（18ページ参照）**の適用ができません**が、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。
詳しくは、「**令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の19ページから20ページを参照してください。

○　**住民税・事業税に関する事項**
給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和５年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「**特別徴収**」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「**自分で納付**」の□に○を記入してください。

○　**社会保険料控除等に関する事項など**
第一表の⑬欄から㉓欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。
この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。
なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る１契約９千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「**令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の41ページを参照してください。）。

⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除
新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料**の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、**地震保険料**と**旧長期損害保険料**の別に、その合計額を書きます。

❹ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額 は、「令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

☞ **「給与所得の源泉徴収票」からの転記**

この事例では、各種控除額が既に**年末調整**により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を**「給与所得の源泉徴収票」**から転記することができます。

※ ⑬欄から㉔欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉔欄の記載を省略し、㉕欄に**「給与所得の源泉徴収票」**の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

令和４年分　給与所得の源泉徴収票

項目	内容
支払を受ける者　住所又は居所	B市××町1−23−9
氏名	（フリガナ）コクゼイ　イチロウ　国税　一郎
種別	給料・賞与
支払金額	11 800 000
給与所得控除後の金額（調整控除後）	9 850 000
所得控除の額の合計額	1 660 000
源泉徴収税額	1 273 900
（源泉）控除対象配偶者の有無等	有 ○
配偶者（特別）控除の額	130 000
社会保険料等の金額	900 000
生命保険料の控除額	100 000
地震保険料の控除額	50 000
住宅借入金等特別控除の額	

申告書第一表（左下部）

所得から差し引かれる金額		
社会保険料控除	⑬	900000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	100000
地震保険料控除	⑯	50000
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	0000
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	0000
配偶者（特別）控除	㉑～㉒	0000
扶養控除	㉓	0000
基礎控除	㉔	480000
⑬から㉔までの計	㉕	1530000
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	
寄附金控除	㉘	
合計（㉕＋㉖＋㉗＋㉘）	㉙	1530000

この事例の場合、**合計所得金額**が1,000万円を超えていますので、**「配偶者（特別）控除」**は適用できません。

第三表㉙欄へ（20ページ）

㉑〜㉒ 配偶者（特別）控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和４年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

○ あなたの令和４年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。

○ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

○ 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。

○ 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑〜㉒欄の「区分１」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

○ 「**控除対象配偶者**」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下である方のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

○ 「**老人控除対象配偶者**」とは、控除対象配偶者のうち、昭和28年１月１日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

〔配偶者（特別）控除額〕

配偶者の合計所得金額	あなた（居住者）の合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除の種類
48万円以下（控除対象配偶者）	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	配偶者控除
48万円超　95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円	配偶者特別控除
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円	配偶者特別控除
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円	配偶者特別控除
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円	配偶者特別控除
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円	配偶者特別控除
120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円	配偶者特別控除
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円	配偶者特別控除
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円	配偶者特別控除
133万円超	0円	0円	0円	配偶者特別控除

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

○ 「**控除対象扶養親族**」とは、扶養親族のうち、平成19年１月１日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）をいいます。

○ 「**特定扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、平成12年１月２日から平成16年１月１日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）をいいます。

○ 「**老人扶養親族**」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和28年１月１日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

○ 「**同居老親等**」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

〔扶養控除額〕

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
老人扶養親族	同居老親等以外	48万円

㉔ 基礎控除

あなたの令和４年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

○ あなたの令和４年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

〔基礎控除額〕

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超　2,450万円以下	32万円
2,450万円超　2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**から転記します。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 04 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（分離課税用）　FA2401

住所（屋号）：B市××町1−23−9

フリガナ：コクゼイ　イチロウ　氏名：国税　一郎

（単位は円）

区分		金額
収入金額	一般株式等の譲渡 ㋠	350000
収入金額	上場株式等の譲渡 ㋡	2400000
所得金額	一般株式等の譲渡 ⑪	152500
所得金額	上場株式等の譲渡 ⑫	583500

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「一般株式等」、「上場株式等」ごとに、それぞれ左のように**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**から転記してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（１面）

※ 譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	350,000円	2,400,000円
収入金額	その他の収入	②		
収入金額	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋠へ 350,000	申告書第三表㋡へ 2,400,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	197,500	1,800,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料	⑤		16,500
必要経費又は譲渡に要した費用等		⑥		
必要経費又は譲渡に要した費用等	小計（④から⑥までの計）	⑦	197,500	1,816,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③−⑦−⑧）		⑨	152,500	583,500
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨−⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）		⑪	申告書第三表⑪へ 152,500	黒字の場合は申告書第三表⑫へ 583,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表㉞へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪−⑫）		⑬	申告書第三表⑳へ 152,500	申告書第三表⑳へ 583,500

☞ **合計所得金額**（16ページ参照）

この事例のように一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合の合計所得金額は、下の**イ**から**ハ**の合計額です。

イ　第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額

ロ　第三表の所得金額「⑪一般株式等の譲渡」欄の金額（赤字の場合には０とします。）

ハ　第三表の所得金額「⑫上場株式等の譲渡」欄の金額（赤字の場合には０とします。）

この事例では、次のようになります。

イの金額	9,850,000円
ロの金額	152,500円
ハの金額	583,500円
合計所得金額	10,586,000円

❻ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の 所得金額等「⑫**合計**」欄に記載した金額(16ページ参照)と 所得から差し引かれる金額「㉙**合計**」欄に記載した金額(18ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は０円） － ㉙欄の金額 ＝ A
として

A の金額が黒字の場合

Aの金額を (77) 欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。
次に(66)欄から(76)欄までの金額を、対応する(78)欄から(84)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。

A の金額が赤字の場合

引ききれなかった**A**の金額については、原則として、(66)欄から(76)欄までの金額から順次差し引いてください。
次に差し引いた残りの金額を、対応する(78)欄から(84)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉙欄の金額(1,530,000円）が⑫欄の金額(9,850,000円）から引ききれていますから、その残額である8,320,000円を(77)欄に書き、(71)欄、(72)欄の金額は、それぞれ1,000円未満の端数を切り捨てて、その合計額を(80)欄に書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

区分			欄	金額
所得金額	分離課税 短期譲渡	一般分	(66)	
		軽減分	(67)	
	長期譲渡	一般分	(68)	
		特定分	(69)	
		軽課分	(70)	
		一般株式等の譲渡	(71)	152500
		上場株式等の譲渡	(72)	583500
		上場株式等の配当等	(73)	
		先物取引	(74)	
	山林		(75)	
	退職		(76)	
税金の計算	総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）		⑫	9850000
	所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）		㉙	1530000
	課税される所得金額	⑫ 対応分	(77)	8320000
		(66)(67) 対応分	(78)	000
		(68)(69)(70) 対応分	(79)	000
		(71)(72) 対応分	(80)	735000
		(73) 対応分	(81)	000
		(74) 対応分	(82)	000
		(75) 対応分	(83)	000
		(76) 対応分	(84)	000

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

区分		欄	金額
税金の計算 税額	(77) 対応分	(85)	1277600
	(78) 対応分	(86)	
	(79) 対応分	(87)	
	(80) 対応分	(88)	110250
	(81) 対応分	(89)	
	(82) 対応分	(90)	
	(83) 対応分	(91)	
	(84) 対応分	(92)	
	(85)から(92)までの合計（申告書第一表の㉛に転記）	(93)	1387850

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「**2　総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額（(77)欄）		所得税の税率		控除額		総合課税の所得金額に対する税額	
8,320,000円	×	0.23	－	636,000円	＝	1,277,600円	……（(85)欄に書きます。）

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税５%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。
この事例の場合、以下のように(80)欄の金額を区分して、税額を計算します。

	課税される所得金額（(80)欄）		所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額	
【一般株式等】	152,000円	×	0.15	＝	22,800円	
【上場株式等】	583,000円	×	0.15	＝	87,450円	
合計金額	22,800円	＋	87,450円	＝	110,250円	……（(88)欄に書きます。）

❼ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「**令和４年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表（右部）

及び所得税の 確定 申告書　FA2202　第一表（令和四年分以降用）

項目	内容
個人番号	×××△△△△
生年月日	3 40.01.12
フリガナ	コクゼイ イチロウ
氏名	国税　一郎
職業	会社員
屋号・雅号	
世帯主の氏名	国税一郎
世帯主との続柄	本人
整理番号	
電話番号	自宅・勤務先・携帯 ○○○－×××－△△△△

区分	項目	欄	金額
税金の計算	課税される所得金額（⑫－㉙）又は第三表	㉚	000
	上の㉚に対する税額 又は第三表の(93)	㉛	1387850
	配当控除	㉜	
	区分	㉝	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 区分1 区分2	㉞	00
	政党等寄附金等特別控除	㉟～㊲	
	住宅耐震改修特別控除等 区分	㊳～㊵	
	差引所得税額（㉛－㉜－㉝－㉞－㉟－㊱－㊲－㊳－㊴－㊵）	㊶	1387850
	災害減免額	㊷	
	再差引所得税額（基準所得税額）（㊶－㊷）	㊸	1387850
	復興特別所得税額（㊸×2.1%）	㊹	29144
	所得税及び復興特別所得税の額（㊸＋㊹）	㊺	1416994
	外国税額控除等 区分	㊻～㊼	
	源泉徴収税額	㊽	1273900
	申告納税額（㊺－㊻－㊼－㊽）	㊾	143000
	予定納税額（第１期分・第２期分）	㊿	
	第３期分の税額（㊾－㊿） 納める税金	(51)	143000
	還付される税金	(52)	△
修正申告	修正前の第３期分の税額（還付の場合は頭に△を記載）	(53)	
	第３期分の税額の増加額	(54)	00
その他	公的年金等以外の合計所得金額	(55)	
	配偶者の合計所得金額	(56)	
	専従者給与（控除）額の合計額	(57)	
	青色申告特別控除額	(58)	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(59)	
	未納付の源泉徴収税額	(60)	
	本年分で差し引く繰越損失額	(61)	
	平均課税対象金額	(62)	
	変動・臨時所得金額 区分	(63)	
延納の届出	申告期限までに納付する金額	(64)	00
	延納届出額	(65)	000

転記します。

「㉜配当控除」、「㉞(特定増改築等）住宅借入金等特別控除」、「㉟～㊲政党等寄附金等特別控除」、「㊳～㊵住宅耐震改修特別控除等」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

㊶ 差引所得税額
㉛欄に転記した税額から㉜欄、㉝欄、㉞欄、㉟～㊲欄、㊳～㊵欄を差し引いた金額（赤字のときは０）を書いてください。

㊸ 再差引所得税額（基準所得税額）
㊶欄の金額から「㊷災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

㊹ 復興特別所得税額、
㊺ 所得税及び復興特別所得税の額
㊸欄の金額に**2.1%を乗じた金額**を㊹欄に書いてください。
また、㊸欄の金額と㊹欄の金額の合計額を㊺欄に書いてください。

㊽ 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」の「㊽源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(17ページ参照)。

㊾ 申告納税額
㊺欄の金額から「㊻～㊼外国税額控除等」、「㊽源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 ☞ 100円未満の端数を切り捨てた金額（100円未満のときは０）を書きます。
赤字の場合 ☞ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出
第一表の「(51)**納める税金**」の２分の１以上の金額を**令和５年３月15日（水）**までに納付することにより、その残額を、**令和５年５月31日（水）**まで延納することができます。
なお、**延納期間中は利子税がかかります**。